さいたま市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)を一時的に預かる日中一時支援事業を実施することにより、障害者等に対する日中活動を行う場の提供、障害者等の見守り並びに障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 日中一時支援 障害者等に対する日中における活動を行う場の提供、障害者等 の見守り並びに障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家 族の一時的な休息を目的とするサービスをいう。
 - (2) 障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するため の法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定 する障害福祉サービスをいう。
 - (3) 移動支援 さいたま市移動支援事業実施要綱(平成18年9月28日決裁)の 規定による、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加 のための外出(当該外出をした日のうちに用務を終えるものに限る。)の時にお ける移動中の介護を行うサービスをいう。
 - (4) 登録事業者 第3条の規定により、市長の登録を受けた者をいう。

(登録事業者)

- 第3条 日中一時支援を行うことができるのは、次の各号のいずれかに該当するもの として市長が登録した者をいう。
 - (1) 法第29条第1項に規定する指定短期入所事業者又は児童福祉法(昭和22年 年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等
 - (2) 法附則第1条第1項に掲げる規定の施行の日の前日において改正前の身体障

害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)又は児童福祉法の規定による短期入所又はデイサービスを実施していた事業者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切な日中一時支援事業の実施が可能であると認める社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を行う事業者

(登録手続)

- 第4条 前条の規定による登録を受けようとする者は、日中一時支援事業事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定通知書の写し
 - (2) 職員の有する資格等の記載のある職員名簿
 - (3) 傷害保険加入証書の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、日中一時支援事業事業者登録決定・却下通知書(様式第2号)により当該申請書を提出した者に通知する。

(利用対象者)

- 第5条 日中一時支援事業を利用できる者は、<u>市内に住所を有し、</u>次の各号に掲げる者とする。ただし、この事業と同様の支援が障害福祉サービス又は介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスにおいて利用できる場合、これらのサービスを優先する。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) さいたま市療育手帳制度要綱(平成15年さいたま市告示第260号)の規定によるに基づく療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第12条に規定する児童相談所において知的障害を有すると判定された者

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第4 5条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 精神障害を事由とする年金を受けている者
- (6) 精神障害を事由とする特別障害給付金を受けている者
- (7) 法第54条の規定による自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている者
- (8) 医師により精神障害を有すると診断された者

(利用手続)

- 第6条 日中一時支援事業を利用しようとする者は、日中一時支援事業利用申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定し、地域生活支援事業(移動支援)支給決定通知書(様式第4号)により当該申請書を提出した者に通知する。
- 3 市長は、前項の規定により利用の決定をした者に対し、障害福祉サービス受給者 証(以下「受給者証」という。)を交付する。
- 4 前項の受給者証の有効期限は1年とし、毎年7月1日に更新するものとするが、 市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 5 受給者証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、登録事業者に利用の 申込みをするときは、受給者証を携行し、これを提示しなければならない。
- 6 利用日数については原則として各月の日数から8を差し引いた日数を上限とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 7 市長は、当該申請に対し、支給決定しないことと決定した場合は、申請者に対 し、却下決定通知書(様式第4号の2)により、その旨を通知するものとする。

(利用変更手続)

第7条 前条の規定は、同条の規定による決定を変更するときについて、準用する。

この場合において、同条第1項中「日中一時支援事業利用申請書(様式第3号)」とあるのは「日中一時支援事業変更申請書(様式第5号)」と、同条第2項中「地域生活支援事業(日中一時支援)支給決定通知書(様式第4号)」とあるのは「地域生活支援事業(日中一時支援)支給変更決定通知書(様式第6号)」と、同条第4項中「1年」とあるのは「変更前の有効期限の残日数」とする。

(利用料)

第8条 利用者は、利用料として、さいたま市日中一時支援事業補助金交付要綱(平成18年9月29日決裁。以下「交付要綱」という。)第3条に規定する補助基準額から、登録事業者に対する補助額を差し引いた金額を登録事業者に支払うものとする。

(利用者負担額の上限)

- 第9条 前条の利用料に係る上限額(以下「負担上限月額」という。)は、利用した 登録事業者毎に次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額とし、受 給者証に記載する。
 - (1) 令第17条第1項第1号から第3号までに規定する者 37,200円
 - (2) 令第17条第1項第4号に規定する者 0円
- 2 利用者又はその保護者がさいたま市寡婦(夫)控除のみなし適用の実施に関する 要綱第6条に規定する寡婦(夫)控除のみなし適用の認定を受けた場合において、 令第17条の市町村民税の額は、当該利用者又はその保護者を寡婦(夫)とみな して算定するものとする。

(利用者負担上限管理)

- 第10条 市長は、前条第1項第1号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当 するものを、負担上限月額を管理する必要のある者(以下「上限管理対象者」とい う。)として定める。
 - (1) 同一の月において複数の登録事業者の日中一時支援を利用する者で、当該登録事業者ごとの利用料の合算額が負担上限月額を超える可能性があると市長が認め

たもの

- (2) 同一の月において、登録事業者の日中一時支援又は登録事業者その他の事業者 の障害福祉サービス若しくは移動支援(以下この条において「日中一時支援等」 という。)のうち、複数のサービスを利用する者で、そのサービス毎に当該者が 負担する利用料その他の自己負担額の合算額(次項において「利用料等合算額」 という。)が負担上限月額を超える可能性があると市長が認めたもの
- 2 日中一時支援等を行う登録事業者その他の事業者は、前項に規定する上限管理対象者の利用料等合算額が負担上限月額を超えた場合において、当該上限管理対象者からの依頼により、これらの者のうちいずれか又はいずれもが、当該負担上限月額を超えた部分の利用料等合算額の一部又は全部を負担するよう、相互に調整することができるものとする。

(登録事業者の遵守事項)

- 第11条 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者 ごとに従事者の勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 登録事業者は、居室の床面積について、利用者1人当たり3.3㎡以上確保しなければならない。また人員、設備及び運営に関しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第6章又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第2章から第4章を満たすとともに、それに従って適切な事業の運営を行わなければならない。
- 3 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速や かに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 登録事業者は、利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。
- 5 登録事業者は、利用者に対し、受け入れることが可能な障害種別、年齢及び人数、 その提供するサービスの内容及び料金、サービスの提供に従事する職員の有する資 格等並びに経理状況を明示しなければならない。

- 6 登録事業者は、送迎サービスを行うにあたって、道路運送法(昭和26年法律第 183号)等の法令等に抵触しないよう充分留意すること。
- 7 登録事業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- 8 登録事業者は、その事業の提供により知り得た個人の情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者又はその保護者の承諾があった場合は、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、受給者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用しては ならない。

(登録事業者の届出義務)

第13条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたとき又は日中一時支援事業を中止 し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに日中一時支援事業事業者登録変 更・中止届(様式第7号)を市長に届け出なければならない。

(利用者の届出義務)

- 第14条 利用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに日中一時支援事業申請内容変更・利用中止届(様式第8号)を市長に届け出なければならない。
 - (1) 利用者の住所その他の届け出た事項に変更があった場合
 - (2) 利用の中止をしようとする場合
- 2 利用者は、受給者証を棄損し、又は紛失したときは、直ちに日中一時支援事業受給者証再交付申請書(様式第9号)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けなければならない。

(利用の取消し)

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定に よる利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 日中一時支援事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不適当と認めた場合

(費用の支弁)

第16条 市長は、登録事業者に対し、交付要綱の規定により日中一時支援事業のサービス提供に要する経費を支弁することができる。

(調査及び指導)

- 第17条 市長は、必要があると認めるときは、利用者に対し、文書その他の物件の 提出を求め、又は本市の職員に質問させることができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は本市の職員に質問若しくは事業所への立入り検査をさせることできる。
- 3 登録事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査並びに検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(登録の取消し)

第18条 市長は、登録事業者が上記の遵守事項に適合しないと認めるに至った場合は、それらの者に対して基準に適合するための措置をとるべき旨を命ずる。また、必要に応じ指導を行い、又は登録の取消しを行う。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、日中一時支援事業の実施に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、保健福祉局長の決裁のあった日から施行し、平成19年4月1日より 適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年一月二十五日)

(政令第十号)

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

- 第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力 その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において 「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当 該各号に定める額とする。
 - 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
 - 二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。)を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円
 - イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの
 - ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外 の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限 る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に 属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定 障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分 の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所

得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障 害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限 り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に 係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。以下「特定支給決定障 害者」という。)にあっては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあ った月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合 にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の 規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三 号、第四十二条の四第一項第二号、第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第 二号及び第四十三条の五第六項において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定 めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第二百九十二条第一項第 十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死 の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女 子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第 一項(第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町 村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死 別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で 政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚 姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当 該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日 において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決 定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者

が指定障害福祉サービス等のあった月において<u>被保護者(生活保護法(昭和二十五年</u> <u>法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。</u>以下同じ。)若しくは 要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって厚 生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零 (平一八政三一九・平一九政一五六・平二〇政二一二・平二二政一〇六・平二四政二六・平 二五政三一九・平三〇政五四・平三〇政二三一・一部改正)